

令和 6 年 7 月 3 0 日

競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

記

1. 参加資格停止処分決定の理由等

令和 4 年 2 月、久富電設株式会社の代表取締役が、当時の岐阜県揖斐郡池田町長に対し、町が発注する予定の工事の指名競争入札で取り計らいを受けたい趣旨で現金を渡したとして、令和 6 年 7 月 2 2 日に贈賄などの罪で岐阜地方検察庁に在宅起訴された。

2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：久富電設株式会社

代表取締役 久富 幸司

岐阜県大垣市小野一丁目 2 2 番地 1

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成 1 5 年瑞穂市訓令第 1 5 号）別表第 2 第 1 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 3 0 日から令和 7 年 7 月 2 9 日まで（1 2 か月）の参加資格停止と決定した。

参 考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第 2

措置要件	資格停止期間
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	10 月以上 12 月以内
イ 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。）	7 月以上 9 月以内
ウ 登録業者の使用人でイに掲げる以外のもの（以下「使用人」という。）	4 月以上 6 月以内